

無料耐震相談会

旭市では、阪神淡路大震災で倒壊が多かった、新耐震基準(昭和56年5月)以前に建てられた木造住宅の耐震化を促進しています。

希望者には無料耐震診断(一般診断法)を行います。ぜひこの機会を利用して、住まいの耐震性を確認してみませんか。

日時 4月21日(火)
5月21日(木)
6月21日(日)
7月21日(火)
9時~17時 1人1時間

※予約制ですので下記まで
事前にお申し込みください。

場所 都市整備課 第2庁舎2F
(旭第二中学校グラウンド東側)

連絡先 都市整備課建築班
TEL 0479-62-5895



※耐震診断(一般診断法)を希望する人は、自宅の図面(建築確認書類 または間取りと壁の位置が分かる平面図)や写真などを当日持参してください。

【裏面へ】

『木造住宅の耐震補助制度のご案内』

～あなたの住まいは安全ですか？～

地震時における住宅の安全性の向上を図るため、市では木造住宅の耐震診断費、改修費に対し補助をしています。地震に備えてご自宅の耐震性について考えてみてはいかがでしょうか。

1. 対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造一戸建住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のもの)
- ②改修工事においては、耐震診断において上部構造評点が1.0未満であったものを耐震改修工事により1.0以上とするもの

2. 対象者

- ①市内に住所がある方
 - ②住宅を所有し、かつ、現に居住していること
- ※市税などを滞納している方は補助を受けることができません

3. 補助対象事業

- ①木造住宅耐震診断士【千葉県主催の木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した、1級、2級建築士または木造建築士のいずれかの資格者】による、耐震診断、耐震改修の設計、工事監理である事
- ②下記のいずれかに該当する施工者による耐震改修の工事
 - ・旭市に本店、支店又は営業所を開設している者で、建設業法第3条第1項の要件に該当するもの
 - ・対象住宅を建設したもの

※耐震診断、改修の設計、工事監理、工事を行う方の資格要件の詳細については下記までお問い合わせください。

4. 補助金額

- ①耐震診断に要した費用の2分の1の額で4万円が限度額
- ②震改修の設計・監理に要した費用の3分の1の額で10万円が限度額
- ③耐震改修の工事に要した費用の3分の1の額で30万円が限度額

5. 補助金の申請方法

- ①補助を受けるためには、耐震診断、耐震改修を実施する前に申請が必要になります。
- ②耐震改修の補助金を受けるには、耐震改修の設計、工事監理、工事をすべて行う必要があります。

6. 問い合わせ先・申請先

申請方法の詳細や不明な点もしくは資料等をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

都市整備課建築班

Tel 0479-62-5895



旭市

【裏面へ】